

救急搬送における 選定療養費の徴収について



せんていりょうようひ 選定療養費とは？

「初期の診療は地域の病院で、高度・専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担を目的に設定された制度です。紹介状なしで一般病床が200床以上の特定の病院に外来受診した場合に、発生する費用です。

救急搬送における選定療養費が徴収される目安

- 救急車で搬送された際の選定療養費は、入院の有無や軽症かどうかではなく、救急車要請時の緊急性が認められない場合に対象病院において徴収されます。
- 例えば、熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作などの症状は、病院到着時に改善し、結果として「軽症」と診断された場合でも、救急車を呼んだ時点での緊急性が認められるケースに該当するため、徴収の対象とはなりません。

開始日時	令和6(2024)年12月2日(月曜日)午前8時30分から
対象病院	【笠間市】茨城県立中央病院 【茨城町】水戸医療センター 他 県内17病院 【水戸市】総合病院水戸協同病院、水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院
対応	初診時に紹介状なしで上記病院を受診すると選定療養費の支払いが必要となります。救急車で搬送された方についても、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、上記病院で選定療養費を徴収します。 【徴収の対象外となる場合】 ○再診の場合(当該医療機関により再診と認められる受診であって、他の医療機関への紹介を受けていない場合に限る) ○国・地方の公費負担医療制度の受給対象者の場合(一部例外あり) ○無料低額診療事業の対象患者の場合 ○HIV患者の場合(上記のうちエイズ拠点病院に限る) ○その他、国の法令等に基づき、医療機関により徴収の対象外とされている場合
料金	上記5病院は7,700円 他 県内17病院は1,100円～13,200円の間金額

Q&A

Q 救急車を有料化することですか？

A 救急車の有料化ではありません。既存の選定療養費制度の運用を見直し、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、対象病院において選定療養費をお支払いいただくものです。

Q 緊急性が低い場合は、救急車で搬送してもらえないのですか？

A 救急隊は、患者から搬送を拒否された場合を除き、搬送することとされています。

Q 選定療養費がかからない医療機関へ搬送するよう救急隊に頼むことはできますか？

A できません。一刻を争う救急の現場では、救急隊は、患者の症状とそれに対応可能な医療機関の受入状況に応じて、搬送先を適切に選定することとなります。

Q 緊急性が低いと思われる場合は、どのように医療機関を受診すべきですか？

A とりあえず救急車を呼ぶのではなく、まずはかかりつけ医や地域の診療所等の一般外来を通常の診療時間に受診してください。必要な場合には、かかりつけ医等が大きな病院を紹介します。医療機関の役割に応じた適正受診にご理解・ご協力をお願いします。



救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

次の症状で医療機関にかかるときは、「とりあえず救急車」でなく、かかりつけ医や地域の診療所などを、通常の診療時間に受診してください。急いで受診するべきか迷った場合は、下記の救急電話相談へご相談ください。

ア 明らかに緊急性が認められない症状

- ① 軽い切り傷のみ
- ② 軽い擦り傷のみ

イ 緊急性が低い症状

- ① 微熱のみ(37.4℃以下)
- ② 虫に刺されたり、かまれたりした部分が赤くなり、痛いのみで、全身のショック症状(じんましん等)は見られない
- ③ 風邪の症状のみ
- ④ 打撲のみ
- ⑤ 慢性的な歯痛、または数日前からの歯痛
- ⑥ 慢性的な腰痛、または数日前からの腰痛
- ⑦ 便秘のみ
- ⑧ 何日も症状が続いていて、特に悪化したわけではない
- ⑨ 何となく体調が悪い、頭が重い、イライラするといった症状のみ
- ⑩ 眠れないのみ

相談や案内

急いで受診するべきか迷ったら・・・

24時間365日 [相談無料]
●通話料は利用者負担

おとな救急電話相談(15歳以上)

7 1 1 9

子ども救急電話相談(15歳未満)

8 0 0 0

上記でつながらない場合 050-5445-2856



〈厚生労働省〉医療情報ネット

医療情報ネットは、診療日や診療科目といった情報から全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステムです。



↑医療情報ネット

〈茨城県小児救急医療啓発サイト〉 こどもの救急手引き

「こどもの救急手引き」は病院への受診の必要性や対処の方法など適切な情報が簡単に見つかるホームページです。



↑こどもの救急手引き

笠間市ホームページ

笠間市の休日や夜間の救急診療を確認できます。

笠間市
ホームページ→



救急搬送における選定療養費の徴収についての詳細は
茨城県ホームページでご確認ください。

茨城県
ホームページ→



【この件に関する問い合わせ】

茨城県保健医療部医療局医療政策課 電話番号：029-301-2689
〈月～金 8時30分～正午、午後1時～午後5時15分(土日祝日、年末年始除く)〉
メールアドレス：iry01@pref.ibaraki.lg.jp

発行：笠間市